

報 第 1 号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について

標記の規則改正について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条の規定により、次のとおり専決したので報告し承認を求める。

平成31年4月22日 提出

岐阜県教育委員会  
教育長 安福 正寿

記

岐阜県教育職員免許法施行規則(昭和37年岐阜県規則第48号・岐阜県教育委員会規則第4号)の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

〈根拠法令〉

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(略)

第二条及び第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

# 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則の概要

## 1 規則の概要及び改正理由

本規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の規定により、岐阜県教育委員会が授与する教育職員の免許状に関し必要な事項を定めたものであり、平成29年1月17日に教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令が公布され、平成31年4月1日に施行されることに伴い、関連する規定を整備する。

## 2 省令改正の概要

### ○趣旨

平成27年12月21日付け中央教育審議会答申（「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」）を受けて、大学の創意工夫により質の高い教育課程を編成することを可能にするとともに、学校現場を巡る状況の変化や学習指導要領の改訂などを踏まえ、教職課程において学生が修得すべき内容等を改める。

### ○主な改正点

1. 教育職員免許法施行規則上の科目区分の大括り化
2. 履修事項の追加
3. 大学が独自に設定する科目の内容

### < 科目区分の大括り化のイメージ（普通免許状の例） >

改正前（8区分）	改正後（5区分）
1. 教科に関する科目	1. 教科及び教科の指導法に関する科目
2. 教科又は教職に関する科目	2. 教育の基礎的理解に関する科目
3. 教職の意義等に関する科目	3. 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
4. 教育の基礎理論に関する科目	4. 教育実践に関する科目
5. 教育課程及び指導法に関する科目	5. 大学が独自に設定する科目
6. 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
7. 教育実習	
8. 教職実践演習	

## 3 県規則改正の概要

免許状授与権者が定める教育職員検定に関する規定の該当部分（規則付表及び附則付表）について、必要な改正を行う。

## 4 施行期日

平成31年4月1日

【小学校】

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修 一種	専修 二種
教科に関する科目 ※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること	各科目に含めることが必要な事項	8	4
教職の意義及び教員の役割	イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。	2	2
教職の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)	2	2
進路選択に資する各種の職会の提供等	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	6	4
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)	6	4
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	22	14
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位)	22	14
教育課程の意義及び編成の方法	ロ 総合的な学習の時間の指導法	2	2
各教科の指導法 (一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)	ハ 特別活動の指導法	4	4
道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4
特別活動の指導法	ホ 生徒指導の理論及び方法	5	5
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	ヘ 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)	2	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)	2	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)	5	5
教育実習	ロ ■教職実践演習(2単位)	2	2
教職実践演習	大学が独自に設定する科目	34	10
教科又は教職に関する科目		83	59
		30	16

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。  
※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。  
※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(3単位)を認めない。

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十二年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「の各号」を削り、「次の第一号」を「第二号」に改め、同項第六号中「第六条第一項の表備考第十号若しくは第十一号」を「第二条第一項の表備考第九号、施行規則第四条第一項の表備考第八号」に、「第十条の表備考第二号」を「第九条の表備考第三号」に改める。

付則付表第一から付則付表第十三までを次のように改める。

付則付表第1 (法附則第5項、施行規則附則第4項)  
(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有すること を必要とす る免許状	基礎資格	必要とする 職年数	最低修得単位数 教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	
				各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
中学校教諭 2種免許状	旧令による中学校高等女学校教員免許状、 高等女学校免許状又は実業学校教員免許状 を有すること。 イ 修業年限4年の教員養成諸学校を卒業 したこと。 ロ 修業年限4年以上の専門学校を卒業し たこと。	10	4	1	1
		3	4	1	1
			4	1	1

(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

有すること を必要とす る免許状	基礎資格	必要とする 職年数	最低修得単位数 教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			
				各教科の指導法に関する科目	各教科の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
高等学校教諭1種免許 状	イ 修業年限4年の教員養成諸 学校を卒業したこと。 ロ 修業年限4年以上の専門学 校を卒業したこと。 イ 旧大学令による学士の称号 を有すること。	5	6	1	2	1	
		1	4	1	3	1	1

ロ 旧学士令による学位を有すること。

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第2号から第5号までの規定を準用する。

付則付表第2 (法附則第9項、施行規則附則第5項)

(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格

	必要とする 在職年 数	最低修得単位数 教科に関する専門的事項に 関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				選択
			各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	進路指導及びびキャリア教育の理論及び方法	
イ 大学において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	3	家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科にあつては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目のうち5科目各1	1	2	1	1	
ロ 高等専門学校において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第70条の8に定める準学士の称号を有すること。	3	上記以外の教科にあつては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目1以上を含むこと。					
ハ 高等学校において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	6						
ニ 9年以上標題に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。	3						

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第3備考の規定を準用する。

付則付表第3 削除

付則付表第4 (29年改正法附則第8項、施行規則附則第10項)  
(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数				大学が独自に設定する科目	
			最低修得単位数に含まなければならない科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	選択	大学が独自に設定する科目
高等学校 校助教 論 臨時 免許状	10	90	20	2	5	3	14	16
	11	85	19	2	5	3	13	15
	12	80	18	2	5	3	12	14
	13	75	17	2	4	3	11	14
	14	70	16	2	4	3	10	13
	15	65	15	2	4	2	10	12
	16	60	14	2	4	2	9	11
	17	55	13	2	4	2	7	10
	18	50	12	2	4	2	6	10
	19	45	10	1	3	2	7	9
	20	40	9	1	3	2	6	8
	21	35	8	1	3	2	4	7
	22	30	7	1	3	2	3	6
	23	25	6	1	3	1	3	5
	24	20	5	1	2	1	3	5
	25	15	4	1	2	1	2	4
	26	10	3	1	2	1	1	3

(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は高船実習を担当する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目
			各教科の指導法に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目
			各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目

標題に掲げる実習を担 任する助教諭の臨時免 許状	6	10	家庭実習、情報実 習又は福祉実習の 教科にあつては、 施行規則第5条第 1項表備考第1号 に掲げる各科目の うち5科目各1 上記以外の教科に あつては、施行規 則第5条第1項表 備考第1号に掲げ る各科目1以上を 含むこと。	5	1	2	1	1
				導法に関する科目	的理解に関する科目	び生徒指導、 生徒指導の 理論及び方法	教育相談等に関する科目	進路指導 及びびキヤ リア教育 の理論及 び方法

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教育論の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第5号、第6号及び付表第3備考の規定を準用する。

付則付表第5 (29年改正法附則第11項、施行規則附則第11項)  
(幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要と する免許状	基礎資格	必要とする 在職年 数	最低修得単 位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数 領域に関する専 門的事項に関する科目	保育内容の指導法又は教育の基礎的理解に関する科目等	道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	選択
					幼児理解の 理論及び方 法	教育相談(カウンセリン グ)に関する基礎的な知 識を含む。)の理論及び 方法	1	2
幼稚園助教諭臨時免 許状	施行法第1条第1項の表 第3号又は第2条第1項 の表第24号の2の該当者	3	15	5	2	1	2	

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することと必要とする免許状	基礎資格	必要とする 在職年数	最低修 得単位 数	最低修得単位数に含まなければならない科目			
				各教科の指導法又は教育的理解に関する科目等 音楽、図画 工作又は体 育の指導法 に関する科 目	教育の基礎 的理解に関 する科目	道徳の基礎 的学習に関 する科目 道徳の理 論及び指 導法	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目 生徒指導の理 論及び方法
小学校 助教諭 臨時免 許状	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第2条第1項の表第2号、第3号、第4号、第6号、第9号から第12号まで、第15号、第15号の2若しくは第24号の該当者	3	15	1	2	1	1

(中学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することと必要とする免許状	基礎資格	必要とする 職年数	最低修得 単 位 数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数 教科に関する専門的事項に関する科目
中学校 助教諭 臨時免 許状	施行法第1条第1項の表第2号又は第2条第1項の表第6号、第9号、第10号、第16号、第17号、第20号若しくは第20号の3の該当者	3	15	10

備考 教科に関する専門的事項に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等  
1号及び第2号の規定を準用する。

付則付表第6 (29年改正法附則第12項、施行規則附則第11項)

(幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することと必要とする免許状	基礎資格	必要とする 在職年数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 教育の基礎的理論 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、 選択

幼稚園助教論臨時免許状	修業年限4年以上の教員養成諸学校又は専門学校卒業者	職年数	1	5	2	解に関する科目	教育相談等に関する科目 幼児理解の理論及び方法
		専門的事項に関する科目	1	5	2	1	教育相談(カウンセリング)の理論及び方法

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有すること を必要とする 免許状	基礎資格	必要とする 職年数	必要とする 在職年 数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数			
				教科に関する 専門的事項 に関する科目	音楽、図画 工作又は体 育の指導法 に関する科 目	教育の基礎 的理解に関 する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等 に関する科目
幼稚園助教 論臨時免許 状	修業年限4年以上の教員養成諸 学校若しくは専門学校卒業者、施 行法第1条第1項の表第8号該 当者又は旧大学令による学士の 称号を有する者	1	5	1	2	1	1

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第1号の規定を準用する。

付則付表第7 (29年改正法附則第13項、施行規則附則第11項)

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要 とする免許状	基礎資格	必要とする 職年数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数			
			教科に関する 専門的事項に 関する科目	音楽、図画 工作又は体 育の指導法 に関する科 目	教育の基礎 的理解に関 する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等 に関する科目

目	科目	科目	科目	論及び方法	ングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	キャリア教育の理論及び方法
小学校助教諭臨時免許状	5	5	1	2	1	
施行法第1条第1項の表第7号該当者						

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第1号の規定を準用する。

付則付表第8 (29年改正法附則第15項)  
(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目
中学校教諭の専修又は1種免許状	5	5	1
施行規則第4条第1項の表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単位以上計10			

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第2号の規定を準用する。

付則付表第9 (29年改正法附則第16項)  
(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭の専修免許状	5	5	1	24
施行規則5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5				

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
高等学校教諭の専修又は1種免許状	5	5	1
施行規則5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5			

備考 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第3号の規定を準用する。

2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付則付表第10 (29年改正法附則第17項)  
 (特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による盲学校2種免許状 (特別支援学校教諭1種免許状(聴覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)	3	4	特別支援教育に関する科目 施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目 2 施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目 2
有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による聾学校2種免許状 (特別支援学校教諭1種免許状(知的障害者に関する教育領域、肢体不自由者に関する教育領域、病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育領域)の授与を受ける場合)	3	4	特別支援教育に関する科目 施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目 2 施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目 2

付則付表第11 (29年改正法附則第18項、施行規則附則第12項)  
 (養護教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
基礎資格 有することを必要とする免許状	3	4	特別支援教育に関する科目 施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目 2 施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目 2
最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
生徒指導の理論及び方法	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目

		の理論及び方法			
養護助教論臨時免許状(法別表第6備考第3号に掲げる者を含む。)	イ 高等学校(旧中等学校令による高等女学校を含む。)を卒業し看護師法による准看護師の免許を受けている者又は同法第53条第1項若しくは第3項の該当者 ロ 高等学校卒業程度の学歴のない者で看護師法第53条第1項若しくは第3項に該当し、かつ、同法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けている者又は同法第51条第1項若しくは第3項該当者	3	10	6	1

付則付表第12 削除

付則付表第13 (施行規則附則第31項及び第32項)

(保健の教科についての高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許	基礎資格	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数				大学が独自に設定する科目
				各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の基礎的理解に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
保健の教科について	看護師法第21条第1号又は第2号の規定により文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所(以下「看護師養成施設」という。)のうち修業年限3年のものを卒業して、同法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けていること。	4	45	2	4	2	4	8
		5	40	2	4	2	3	7
		6	35	2	3	2	3	7
		7	30	2	3	2	2	6
		8	25	1	3	1	2	5
		9	20	1	3	1	1	4
		10	15	1	2	1	1	4
		11	10	1	2	1	1	3

(保健の教科についての高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免状	基礎資格	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	最低修得単位数に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				大学が独自に設定する科目	
					各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目		
保健の科についての高等学校助教論臨時免状	看護師養成施設のうち修業年限2年のものを卒業して看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けていること。	6	60	13	2	4	2	2	8	11
		7	55	12	2	4	2	2	7	10
		8	50	11	2	4	2	2	6	9
		9	45	10	2	3	2	2	5	9
		10	40	9	2	3	2	2	4	8
		11	35	8	2	3	2	2	3	7
		12	30	7	2	3	1	1	3	6
		13	25	6	2	3	1	1	2	5
		14	20	5	1	2	1	1	2	5
		15	15	4		2	1	1	1	4
		16	10	3		2	1	1	1	3

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1-I備考第3号の規定を準用する。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1-I備考第5号の規定を準用する。

付表第一から付表第七までを次のように改める。

付表第 1

イ 法別表第 3

〔 施行規則第 11 条（同条第 1 項の表備考第 3 号及び第 4 号を除く。） 、 第 13 条及び第 14 条（幼稚園教諭 1 種免許状の授与を受ける場合） 〕

有することを必要とする免許状	必要とする 在職年 職年 数	最低修得 単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		大学が独自に設 定する科目
			保育内容の指導法に関する科目 等	教育の基礎的理解 に関する科目等	
幼稚園教諭 2 種免許状	5	45	4	2	18
	6	40	4	2	17
	7	35	3	2	14
	8	30	3	2	12
	9	25	2	1	12
	10	20	2	1	10
	11	15	1	1	8
	12	10	1	1	6

(幼稚園教諭 2 種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする 在職年 職年 数	最低修得 単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数			
			領域に関する 専門的事項に 関する科目	保育内容の指導法に 関する基礎的 教育に関する 科目	道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び生徒指導、 選択 教育相談等に関する科目	教育相談(カウンセリング)に 関する基礎的 な知識及び方法
幼稚園助教諭臨時免許状	6	45	5	6	2	22
	7	40	4	6	2	19
	8	35	4	5	2	17
	9	30	3	5	2	14
	10	25	3	3	1	14
	11	20	2	3	1	11
	12	15	2	2	1	9
	13	10	1	2	1	6

(小学校教諭 1 種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要と | 必要とする在職年 | 最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数

する免許状	数	得単位 数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				大学が独自 に設定する 科目	
			教科に關 する専門 的事項に 關する科 目	各教科(音楽、図 画工作又は体育の うち1以上を含 む。)の指導法に 關する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科 目		選択
				各教科(音楽、図 画工作又は体育の うち1以上を含 む。)の指導法に 關する科目	教育の基 礎的理解 に関する 科目			
小学校教諭2種免許 状	5	45	4	6	2	1	12	5
	6	40	4	5	2	1	11	5
	7	35	3	5	2	1	9	4
	8	30	3	4	2	1	8	4
	9	25	2	3	1	1	8	3
	10	20	2	2	1	1	7	3
	11	15	1	1	1	1	6	2
	12	10	1	1	1	1	4	2

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要と する免許状	数	必要とする在職年 数	最低 修得 単位 数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数				大学が独自 に設定する 科目	
				教科に 關する 専門的 事項に 關する 科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		選択		
					各教科(音楽、 図画工作又は 体育のうち1 以上を含む。)の 指導法に關 する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び方法
小学校助教諭臨時 免許状	6	45	4	12	6	1	4	6	2
	7	40	4	11	6	1	4	4	2
	8	35	3	10	5	1	3	4	2
	9	30	3	9	5	1	3	2	2
	10	25	2	8	3	1	2	3	1
	11	20	2	7	3	1	2	1	1
	12	15	1	6	2	1	1	1	1
	13	10	1	4	2	1	1	1	1

(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)



科目	数	専門的 事項に 関する 科目	導法に関す る科目	的理解に関 する科目	導、教育相談等に関する科目		科目
					生徒指導の理 論及び方法	教育相談(カウンセ リングに関する基 礎的な知識を含 む。)の理論及び方 法	
高等学校助教諭臨時 免許状	5	45	2	5	3	2	8
	6	40	2	5	2	2	7
	7	35	2	4	2	2	7
	8	30	2	4	2	1	6
	9	25	1	3	1	2	5
	10	20	1	3	1	2	4
	11	15	1	2	1	1	4
	12	10	1	2	1	1	3

備考

- 1 小学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の取得方法は、施行規則第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。
- 3 高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の取得方法は、施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。
- 4 削除
- 5 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の大学の単位に設定する科目の単位の修得方法については、施行規則第2条第1項の表備考第14号の規定を準用する。
- 6 高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者が、施行規則第11条第1項の表備考第2号の適用を受ける場合にあつては、同号に規定する4単位に不足する単位数を各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等単位数に加えた単位数が13単位以上の場合は、各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)2単位、教育の基礎的理解に関する科目6単位及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。))の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に限る。)3単位を必修とし、残りを選択として修得するものとし、当該単位数が12単位以下の場合は、当該不足する単位数を選択として修得するものとする。

法別表第3

〔 施行規則第11条第1項の表備考第3号、第12条、第13条及び第14条

(幼稚園教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することとす|必要とす|必要とする在職年数 |最低修得 |最低修得単位数に含まれない科目の単位数

免状	単位数	領域に関する専門的 事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等		大学が独自に設定す る科目
			教育の基礎的理解に関する科 目	選択	
幼稚園教諭2種免許状	3	2	1	11	6
	4	2	1	9	5
	5	1	1	7	4
	6	1	1	6	2

(小学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

免状	最低修得単位数	必要とする在職年 数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学独自に 設定する科 目
				各教科(音楽、図画工 作又は体育のうち1以 上を含む。)の指導法 に関する科目	教育の基礎的理 解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目	
小学校教諭2種免許 状	25	3	3	1	1	8	5
	20	4	2	1	1	7	4
	15	5	1	1	1	6	3
	10	6	1	1	1	4	2

(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

免状	最低修得単位数	必要とする在職年 数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自 に設定する 科目
				各教科の基 礎的理解 に関する科 目	道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒 指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	
中学校教諭2種免許 状	25	3	6	1	1	8	4
	20	4	5	1	1	6	3
	15	5	4	1	1	5	3
	10	6	3	1	1	3	2

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

免状	最低修得単位数	必要とする在職年 数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自 に設定する 科目
				各教科の指導 法に関する科 目	道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒 指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒 指導、教育相談等に関する科目等	
高等学校教諭1種免許状	25	3	6	1	1	8	4
高等学校教諭2種免許状	20	4	5	1	1	6	3
高等学校教諭3種免許状	15	5	4	1	1	5	3
高等学校教諭4種免許状	10	6	3	1	1	3	2

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	事項に 関する 科目	目	する科目	生徒指導の理 論及び方法	教育相談(カウンセ リングに関する 基礎的な知識 を含む。)	進路指導及び キャリア教育 の理論及び方 法	
高等学校助教諭臨時 免許状	3	25	5	1	3		1	2	8
	4	20	4	1	3		1	2	6
	5	15	4	1	2		1	2	5
	6	10	3	1	2		1		3

備考 この表に規定する単位の修得方法については、付表第1イ備考各号の規定を準用する。

法別表第3

ハ〔 施行規則第11条第1項の表備考第4号、第12条、第13条及び第14条  
(保健の教科についての中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合) 〕

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	事項に 関する 科目	目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に 設定する科目	
					最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数		
保健の教科について の中学校教諭2種免 許状	3	25	6	1	1	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指 導、教育相談等に関する科目	1	8	4
	4	20	5	1	1	道徳の理論及び指導法	1	6	3
	5	15	4	1	1	道徳の理論及び指導法	1	5	3
	6	10	3	1	1	道徳の理論及び指導法	1	3	2

備考 この表に規定する単位の修得方法については、付表第1イ備考第2号及び第5号の規定を準用する。

付表第2

イ〔 法別表第4  
施行規則第15条第1項 〕

(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数
中学校教諭の専修又は1種免許状		各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目
(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)		施行規則第4条第1項表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単位以上計20	受けようとする免許教科の指導法8

(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状

最低修得単位数

中学校教諭の専修、1種又は2種免許状	教科に関する専門的事項に関する科目 施行規則第4条第1項表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単位以上計10	各教科の指導法に関する科目 受けようとする免許教科の指導法3
--------------------	--	-----------------------------------

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状

高等学校教諭の専修又は1種免許状	最低修得単位数 教科に関する専門的事項に関する科目 施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単位以上計20	各教科の指導法に関する科目 受けようとする免許教科の指導法4
------------------	---	-----------------------------------

備考

- 1 法別表第4備考第4号の適用を受ける者の教科に関する専門的事項に関する科目の単位は、選択とする。
- 2 この表に規定する単位の修得方法については、付表第1イ備考第2号及び第3号の規定を準用する。

ロ [ 法別表第4 ]

[ 施行規則第15条第2項 ]

(高等学校教諭1種免許状(保健体育)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状の事項の種類

柔道又は剣道	最低修得単位数 教科に関する専門的事項に関する科目 生理学(運動生理学を含む。)、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)それぞれ1単位以上を含み計16	各教科の指導法に関する科目 受けようとする免許教科の指導法3
--------	--	-----------------------------------

(高等学校教諭1種免許状(工業)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状の事項の種類

情報技術、建築、インテリア又はデザイン	最低修得単位数 教科に関する専門的事項に関する科目 職業指導1単位以上を含み計16	各教科の指導法に関する科目 受けようとする免許教科の指導法3
---------------------	---	-----------------------------------

(高等学校教諭1種免許状(商業)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状の事項の種類

情報処理又は計算実務	最低修得単位数 教科に関する専門的事項に関する科目 職業指導1単位以上を含み計16	各教科の指導法に関する科目 受けようとする免許教科の指導法3
------------	---	-----------------------------------

付表第3

[ 法別表第5 ]

[ 施行規則第16条 ]

(中学校において職業実習を担任する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とす|必要とする在職年数

[ 最低修得 ] 教科に関する専門的事項に関する科目

各教科の指導法に関する科目又は教諭の

る免許状	単位数	教育の基礎的理解に関する科目等
標題に掲げる職業実習を担任する教諭の2種免許状	3	10 施行規則第4条第1項の表第2欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）、第3欄及び第4欄に掲げる科目
	4	5 施行規則第4条第1項の表第2欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）、第3欄及び第4欄に掲げる科目

(中学校において職業実習を担任する教諭の2種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				
				各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的 教育相談等に関する科目	生徒指導 の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
有することを必要とする免許状	6	20	10	1	3	1	2	3
標題に掲げる職業実習を担任する助教諭の臨時免許状	7	15	8	1	2	1	1	2

							1以上計3											
	8	10	5	1	2	1	産業概説1、「農業、工業、商業、水産」のうち2科目各1及び「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」のうち2科目各1											
商業実習に関する学科の課程を修めて高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。)を卒業した者	6	10	5	1	2	1	上に同じ											

(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目 教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目		各教科の指導法に関する科目		各教科の指導法に関する科目		選択
				教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
標題に掲げる実習を担任する助教諭の臨時免許状	3	10	家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科にあっては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目のうち5科目各1 上記以外の教科にあっては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目1以上を含むこと。	5	1	2	1	1	1	1

備考 看護実習についての高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目のうち看護実習の単位は、当分の間、看護に関する



養成助教諭臨時免許 状(法別表第6備考 第3号に掲げる者を 含む。)	及び公 衆衛生 学(予 防医学 を含 む。)	(食品 学を含 む。)	又は養護 概説	的理解に関 する科目	の時間等の内容及び 生徒指導、教育相談 等に関する科目		設定 する 科目
					生徒指 導の理 論及び 方法	教育相談 (カウンセ リングに 関する 基礎的 な知識を 含む。)の 理論及び 方法	
看護師法第7条第3項の 規定により看護師の免許 を受けている者	6	2	2	2	2	2	4
	7	2	2	2	2	2	3
	8	2	2	2	2	2	2
	9	2	2	2	2	1	2
	10	2	2	2	2	1	2
		2	2	2	2	1	1
		2	1	1	1	1	1

備考 養護に関する科目、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法については、施行規則第10条の2第2項の規定を準用する。

付表第5

[ 法別表第6の2  
施行規則第17条の2 ]

(栄養教諭1種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格 有することと必要と する免許状	基礎資格 その他の基礎資格	必要とする在職年数		最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目
		管理栄養士学校指定規則 (昭和41年文部省厚生省 令第2号)別表第1に掲 げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に 関する科目		養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	
栄養教諭 2種免許		3		40	32	2	2
		4		35	27	2	2

状	5	30	22	2	2	2	
	6	25	17	2	2	2	
	7	20	12	2	2	2	
	8	15	7	2	2	2	
	9	10	2	2	2	2	
	法別表第6の2備考の適用を受ける者						2

付表第6

[ 法別表第7  
施行規則第18条 ]

(特別支援学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目 施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目			施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目	選択
特別支援学校教諭2種免許状	3	6	3	2	2	1	

(特別支援学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目 施行規則第7条第1項の表第1欄に掲げる科目			施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目
幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状	3	6	1	3	2		

備考

- 1 施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定めることとなる特別支援教育領域をいう。）について、それぞれのイ又はロに定める単位を修得するものとする。  
イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合は、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて2単位以上  
ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合は、当該領域に関する心理等に関する科目並びに当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて1単位以上
- 2 施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以

外の全ての事項を含むものとする（特別支援学校1種免許状を取得する場合を除く。）。

付表第7

〔 法別表第8  
施行規則第18条の2 〕

（幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合）

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数
小学校教諭普通免許状	1	3	保育内容の指導法に関する科目	3

（小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合）

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
幼稚園教諭普通免許状	10	1	各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
中学校教諭普通免許状	7	1	2
	5	1	1
	7	2	2
	6	5	1

（中学校教諭2種免許状の授与を受ける場合）

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	各教科の指導法に関する科目等	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	大学が独自に設定する科目
			各教科の指導法に関する科目等	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	大学が独自に設定する科目

小学校教諭普通免許状	1	11	7	2	2		
	2	8	5	1	2		
	3	7	5	1	1		
高等学校教諭普通免許状	1	6		1	1		3
	2	5		1	1		2

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		大学が独自に設定する科目
			各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)	1	9	1	2	6
	2	6	1	1	4

備考

- 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語分ける。）の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合）にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合はその免許教科に相当する教科を除く。）について、1教科につき2単位を上限として修得するものとし、中学校教諭の2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合は、大学の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合は書道（書写を中心とする。）について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科について免許状の授与を受ける場合は「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合は日本史及び外国史並びに地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合は物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合は工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合は木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第48号）新旧対照表

目次	(新)	(旧)
略		
第一章から第二章	略	略
第三章	免許状授与等の申請手続	免許状授与等の申請手続
(免許状授与の申請)	<p>第九条 法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二又は施行規則第六十四条第一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次____に掲げる書類（十年改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）及び法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日又は施行規則第六十四条第一項に規定する資格を有することとなつた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、____第一号から第七号までに掲げる書類）を提出しなければならない。</p> <p>一から五まで 略</p> <p>六 施行規則第三条第一項の表備考第九号、施行規則第四条第一項の表備考第八号、施行規則第七条第一項の表備考第四号又は施行規則第九条の表備考第三号の規定による場合は、教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書</p> <p>七及び八 略</p> <p>2から6まで 略</p>	<p>第九条 法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二又は施行規則第六十四条第一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（十年改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）及び法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日又は施行規則第六十四条第一項に規定する資格を有することとなつた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、次の第一号から第七号までに掲げる書類）を提出しなければならない。</p> <p>一から五まで 略</p> <p>六 施行規則第六條第一項の表備考第十号若しくは第十一号____、施行規則第七條第一項の表備考第四号又は施行規則第十條の表備考第三号の規定による場合は、教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書</p> <p>七及び八 略</p> <p>2から6まで 略</p>
第十條から第十五條まで	略	略
第三章の二から第五章まで	略	略
付則	略	略
付則付表		付則付表



ロ	修業年限4年以上の専門学校を卒業したと。	4	1	1	4
イ	旧大学令(大正7年勅令第388号)による学士の称号を有すること。旧大学令(大正9年勅令第200号)による学位を有すること。	4	1	1	4

(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

4年以上の専門学校を卒業したと。	イ	旧大学令(大正7年勅令第388号)による学士の称号を有すること。旧大学令(大正9年勅令第200号)による学位を有すること。	4	1	1	2	3	2	6	10
------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等



よる  
学  
士  
の  
称  
を  
有  
す  
こ  
と。  
旧  
学  
令  
に  
よ  
る  
学  
位  
を  
有  
す  
こ  
と。  
ロ

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は  
は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備  
考第2号から第5号までの規定を準用する。

付則付表第2 (法附則第9項、施行規則附則第5項)

(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商  
業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の1種免許状の授与  
を受けける場合)

基礎資格	必要とする 職年 数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教 諭の教育の基礎的理解に関する科目 等	選択
	必要とする 在職年 数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教 諭の教育の基礎的理解に関する科目 等	選択
基礎資格	必要とする 在職年 数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教 諭の教育の基礎的理解に関する科目 等	選択
基礎資格	必要とする 在職年 数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教 諭の教育の基礎的理解に関する科目 等	選択

士の称  
を有  
すこ  
と。  
旧学  
令に  
よる  
学  
位を  
有  
す  
こ  
と。  
ロ

備考 教科に関する科目及び教職に関する科目

の単位については、付表第1イ備  
考第2号から第5号までの規定を準用する。

付則付表第2 (法附則第9項、施行規則附則第5項)

基礎資格	必要とする 在職年 数	最低修得単位数	教職に関する科目	選択
	必要とする 在職年 数	最低修得単位数	教職に関する科目	選択
基礎資格	必要とする 在職年 数	最低修得単位数	教職に関する科目	選択
基礎資格	必要とする 在職年 数	最低修得単位数	教職に関する科目	選択

総計

教育の基礎理論に 関する科目	教育課程及び 指導法に 関する科目	生徒指導、 教育相談 及び進路 指導に 関する 科目
教育の基礎理論に 関する科目	教育課程及び 指導法に 関する科目	生徒指導、 教育相談 及び進路 指導に 関する 科目
教育の基礎理論に 関する科目	教育課程及び 指導法に 関する科目	生徒指導、 教育相談 及び進路 指導に 関する 科目

	1	1	1	1	2	1
の指導法	1	1	1	1	2	1
する科目	1	1	1	1	2	1
る科目	5	1	1	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1
イ	3	3	5	1	2	1
ロ	3	3	5	1	2	1

及びキャリア教育の理論及び方法

ウンゲに関する基礎的知識を含む。)の理論及び方法

の理論及び方法

関する科目

する科目

家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科にあつては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目のうち各1科目以上以外の教科にあつては、施行規則第5条第1項

イ 大学において掲げる実業に係る実業に関する専攻し、短期大学の学位を有する者と又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すること。

ロ 高等専門学校において掲げる実業に係る実業に関する専攻し、

イ 大学において掲げる実業に係る実業に関する専攻し、短期大学の学位を有する者と又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すること。

ロ 高等専門学校において掲げる実業に係る実業に関する専攻し、

イ 大学において掲げる実業に係る実業に関する専攻し、短期大学の学位を有する者と又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すること。

ロ 高等専門学校において掲げる実業に係る実業に関する専攻し、

10

5

1

2

1

1

1

5

3

イ

ロ

直等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

10

5

1

2

1

1

1

5

3

イ

ロ

直等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

10

5

1

2

1

1

1

5

3

イ

ロ

直等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

10

5

1

2

1

1

1

5

3

イ

ロ

直等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

10

5

1

2

1

1

1

5

3

イ

ロ

直等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

10

5

1

2

1

1

1

5

3

イ

ロ

直等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

イ

ロ

表備考  
第1号に掲げる各科目以上を含むこと。

学校教育法  
(昭和22年  
法律第26  
号)第70条  
の8に定め  
る准学士の  
称号を有す  
ること。

6

ハ 高等学校において標  
題に掲げる  
実習に係る  
実業に関す  
る学科を修  
めて卒業す  
ること又は  
文部科学大  
臣がこれと  
同等以上と  
認める資格  
を有するこ  
と。

3

ニ 9年以上  
標題に掲げ  
る実習に関  
する実地の  
経験を有す  
ること。

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は  
は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第3備

各科目  
1以上  
を含む  
こと。

学科を専  
攻し、学  
校教育法  
(昭和22  
年法律第  
26号)第  
70条の8  
に定める  
准学士の  
称号を有  
すること。

6

ハ 高等学校  
において標  
題に掲げる  
実習に係る  
実業に関  
する学科  
を修めて  
卒業する  
こと又は  
文部科学  
大臣がこ  
れと同等  
以上と認  
める資格  
を有する  
こと。

3

ニ 9年以上  
標題に掲  
げる実  
習に関す  
る実地の  
経験を有  
すること。

備考 教科に関する科目及び教職に関する科目

の単位については、付表第1イ備

習、商業実習、水産実習、福祉実習又は直船実習を担任する教諭の1種免状

考 第4号及び付表第3備考の規定を準用する。

付則付表第3 削除

付則付表第4 (29年改正法附則第8項、施行規則附則第10項)

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

必要とする 在職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭 の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定 する科目		
		各教科の指導法に関する科目	選択			
10	90	20	2	5	14	16
11	85	19	2	5	13	15
12	80	18	2	5	12	14
13	75	17	2	4	11	14
14	70	16	2	4	10	13

考第4号及び付表第3備考の規定を準用する。

付則付表第3 削除

付則付表第4 (29年改正法附則第8項、施行規則附則第10項)

必要とする 在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位									
		教職に関する科目		教科又は 教職に 関する 科目							
10	90	20	1	4	2	2	4	3	12	24	16
11	85	19	1	4	2	1	3	3	12	23	15
12	80	18	1	4	2	1	3	3	11	22	14
13	75	17	1	3	2	1	3	3	10	20	14
14	70	16	1	3	2	1	3	3	9	19	13





は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ  
備考第5号、第6号及び付表第3備考の規定を準用する。

付則付表第5 (29年改正法附則第11項、施行規則附則第11項)

(幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目	最低修得単位数に含まなければならない科目
幼稚園助教諭臨時免許状	施行法第1条第1項の表第3号又は第2条第1項の表	3	15	保育内容の基礎的理解に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 幼児理解の論及び方法 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	保育内容の基礎的理解に関する科目等 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 幼児理解の論及び方法 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
			5	専門的事項に関する科目	選択
			2	基礎的理解に関する科目	
			1		
			2		

備考第4号から第6号まで及び付表第3備考の規定を準用する。  
の単位については、付表第1イ

付則付表第5 (29年改正法附則第11項、施行規則附則第11項)

受けようとする免許状	有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目
幼稚園教諭2種免許状	幼稚園助教諭臨時免許状	施行法第1条第1項の表第3号又は第2条第1項の表	3	15	教職の意義に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目 選択
				5	教科に 関する 科目(小 学校の 6教科 (国語、 算数、 生活、 音楽、 図画工 作、体 育)の うち1 以上を 含む。)
				1	教職に関する科目
				1	教育の基礎理論に関する科目
				1	教育課程及び指導法に関する科目
				1	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目
				1	選択

第2号の該当者

第2号の該当者

最低修得単位数に含まなければならない		計	5
最低修得単位数	最低修得単位数	計	5
必要とする在職年数	必要とする在職年数	3	3
基礎資格	基礎資格	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第1条第2項の表第2号、第	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第1条第2項の表第2号、第
有することを必要とする免許状	有することを必要とする免許状	小学校助教諭臨時免許状	小学校助教諭臨時免許状
受けようとする免許状	受けようとする免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭2種免許状
最低修得単位数	最低修得単位数	15	15
必要とする在職年数	必要とする在職年数	3	3
基礎資格	基礎資格	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第1条第2項の表第2号、第	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第1条第2項の表第2号、第
有することを必要とする免許状	有することを必要とする免許状	小学校助教諭臨時免許状	小学校助教諭臨時免許状
受けようとする免許状	受けようとする免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭2種免許状

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)		最低修得単位数に含まなければならない科目	計	1
最低修得単位数	最低修得単位数	計	15	15
必要とする在職年数	必要とする在職年数	3	3	3
基礎資格	基礎資格	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第1条第2項の表第2号、第	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第1条第2項の表第2号、第	
有することを必要とする免許状	有することを必要とする免許状	小学校助教諭臨時免許状	小学校助教諭臨時免許状	
受けようとする免許状	受けようとする免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭2種免許状	
最低修得単位数	最低修得単位数	15	15	
必要とする在職年数	必要とする在職年数	3	3	
基礎資格	基礎資格	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第1条第2項の表第2号、第	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第1条第2項の表第2号、第	
有することを必要とする免許状	有することを必要とする免許状	小学校助教諭臨時免許状	小学校助教諭臨時免許状	
受けようとする免許状	受けようとする免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭2種免許状	

3号、第  
4号、第  
6号、第  
9号から  
第12号ま  
で、第15  
号、第15  
号の2若  
しくは第  
24号の該  
当者

(中学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有すること 必要とする 免許状	基礎資格	必要とする 職年数	最低 修得 単位数	最低修得単位数に含まなければならない 科目の単位数
中学校 助教諭 臨時免 許状	施行法 第1条項 第1表第 2号又は 第21表 の第6号、 第9号、 第10号、 第16号、 第17号、	3	15	10

3号、第  
4号、第  
6号、第  
9号から  
第12号ま  
で、第15  
号、第15  
号の2若  
しくは第  
24号の該  
当者

有すること 必要とする 免許状	基礎資格	必要とする 職年数	最低 修得 単位数	最低修得単位数に含まなければならない 科目の単位数
中学 校教諭 臨時免 許状	施行法 第1条項 第1表第 2号又は 第21表 の第6号、 第9号、 第10号、 第16号、 第17号、	3	15	10

受けようとする免許状 中学校教諭2種免許状

第20号若しくは第20号の3号の該当者	備考 教科に関する科目及び教職に関する科目
---------------------	-----------------------

の単位については、付表第1イ備考第1号、第2号及び第4号の規定を準用する。

付則付表第6 (29年改正法附則第12項、施行規則附則第11項)

有することと必要とする免状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	教職に関する科目					総計					
	幼稚園教諭臨時免許状	修業年限4年以上の教員	1	教職の意義に関する科目	1	教育の基礎理論に関する科目	1	教育課程及び指導法に関する科目	1	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	1	選択科目	5	
受けようとする免許状	幼稚園教諭2		5	教科に関する科目(小学校の6教科(国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育)のうち1以上を含む。)										10

第20号若しくは第20号の3号の該当者	備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の指導法に関する科目
---------------------	--

又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第1号及び第2号の規定を準用する。

付則付表第6 (29年改正法附則第12項、施行規則附則第11項)

有することと必要とする免状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	2種免許状の授与を受ける場合)		幼稚園教諭2	
	幼稚園教諭臨時免許状	修業年限4年以上の教員	1	領域に関する専門的事項に関する科目	5	保育内容の基礎的理解に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	2
			1	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	2

成諸  
学校又は専門  
学校卒業  
者

種免許状

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格	修業年限4年以上の教員養成諸学校若しくは専門学校卒業者、施行法第1条
有することを要する免許	幼稚園教諭臨時免許状
必要とする職年数	1
必要とする在職年数	5
最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	1
各教科の指導法に関する科目又は教諭教育の基礎的理解に関する科目等	1
音楽、図画工作又は体育の指導に関する科目	2
教育の基礎的理解に関する科目	1
生徒指導の理論及び方法	1
道徳の理論及び指導法	1
教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む(理)論及び(方)法	1
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1

成諸  
学校又は専門  
学校卒業  
者

種免許状	小学校教諭2種免許状
有することを要する免許	幼稚園教諭臨時免許状
必要とする在職年数	1
最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	5
教育の基礎理論に関する科目	1
教育課程及び指導法に関する科目	1
音楽、図画工作又は体育の指導法	1
道徳の指導法	2
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	1
教職の意義等に関する科目	1
教職の基礎理論に関する科目	1
総計	10



助教諭  
臨時免  
許状

法第  
1条  
第1  
項の  
表第  
7号  
該当  
者

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目  
又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1  
イ備考第1号の規定を準用する。

付則付表第8 (29年改正法附則第15項)

(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有すること を必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目 は教諭の教育の基礎的理解に関する科目
中学校教諭の専修又は1種免許状	10	受けようとする免許教科の指導法5

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目  
又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1  
イ備考第2号の規定を準用する。

付則付表第9 (29年改正法附則第16項)

(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有すること	最低修得単位数	教科に関する 各教科の指導法	大学が独自に設定する
-----------------	---------	----------------	------------

学校教諭2種免許状

第1条  
第1項  
の表第  
7号該  
当者

備考 教科に関する科目及び教職に関する科目

イ備考第1号及び第4号の規定を準用する。  
の単位については、付表第1

付則付表第8 (29年改正法附則第15項)

受けようとする免許状	1以上の教科について有すること を必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	計
中学校教諭1種免許状	中学校教諭の専修又は1種免許状	10	施行規則第3条の表第2欄に掲げる各科目それぞれ1単位以上計10	受けようとする免許教科の指導法5	15

備考 教科に関する科目及び教職に関する科目

イ備考第2号及び第4号の規定を準用する。  
の単位については、付表第1

付則付表第9 (29年改正法附則第16項)

受けようとする免許	1以上の教科について有す	最低修得単位数	教科に関する 教職に関する 教科又は教	計
-----------	--------------	---------	---------------------	---

必要とする免許状	専門的事項に関する科目	に関する科目又は は教諭の教育の 基礎的理解に関 する科目	科目
高等学校教諭の専修免許状	施行規則5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1	24

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

最低修得単位数			
1以上の教科について有することと必要とする免許状	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目		
高等学校教諭の専修又は1種免許状	施行規則5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1	

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第3号の規定を準用する。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付則付表第10 略

付則付表第11 (29年改正法附則第18項、施行規則附則第12項)

(養護教諭2種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数
有することと必要とする免許状			養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

状	必要とする免許状	科目	科目	職に関する科目
高等学校教諭の専修免許状	高等学校教諭の専修免許状	施行規則第4条の表第2欄に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1	24
				30

最低修得単位数			
受けようとする免許状	1以上の教科について有することと必要とする免許状	教科に関する科目	教職に関する科目
高等学校教諭の専修又は1種免許状	高等学校教諭の専修又は1種免許状	施行規則第4条の表第2欄に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1

備考

- 1 教科に関する科目及び教職に関する科目の単位については、付表第1イ第3号及び第4号の規定を準用する。
- 2 教科又は教職に関する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付則付表第10 略

付則付表第11 (29年改正法附則第16項、施行規則附則第12項)

基礎資格	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数
有することと必要とする免許状			養護に 関する 科目

道徳、総合的な学 習の時間等の内容 及び生徒指導、教 育相談等に関する 科目	教育相談 (カウン セリング に関する 基礎的な 知識を 含む。)の理 論及び方 法	1	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目		1	
関する 科目		6	
		10	
養護助 教諭臨 時免許 状(法第 6備考 第3号 に掲げ る者 を含 む。)	イ 高等学校 (旧中等学 校による 高等学 校を 含む)を 卒業し 看護師 法によ る准看 護士の 免許を 受けて いる者 又は同 法第53 条第1 項若し くは第 3項の 該当者 ロ 高等学 校卒業 程度の 学歴の ない者 で看護 師法第 53条第 1項若 しくは 第3項 に該当 し、かつ、 同法第 7条第 1項の 規定に	3	

する免許状

養護教諭2種免許状

養護助  
 教諭臨  
 時免許  
 状(法第  
 6備考  
 第3号  
 に掲げ  
 る者  
 を含  
 む。)

イ 高等学校(旧  
 中等学校によ  
 る高等学  
 校を  
 含む)を  
 卒業し  
 看護師  
 法によ  
 る准看  
 護士の  
 免許を  
 受けて  
 いる者  
 又は同  
 法第53  
 条第1  
 項若し  
 くは第  
 3項の  
 該当者  
 ロ 高等学  
 校卒業  
 程度の  
 学歴の  
 ない者  
 で看護  
 師法第  
 53条第  
 1項若  
 しくは  
 第3項  
 に該当  
 し、かつ、  
 同法第  
 7条第  
 1項の  
 規定に  
 より  
 保健師  
 の免許  
 を受  
 けて  
 いる  
 者又  
 は同  
 法第  
 51条

3

位数

10

6

教育の  
 基礎的  
 理解に  
 関する  
 科目

1

生徒指導  
 及び  
 教育  
 相談  
 に関する  
 科目

1

計

2

第1項若しくは第3項該当者								
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

付則付表第12 削除  
付則付表第13 (施行規則附則第31項及び第32項)

基礎資格	最低修得単位数	必要とする在職年数	有することを必要とする免許状	受けようとする免許状																										
看護師法	45	4	保健	保健																										
<table border="1"> <tr> <td>最低修得単位数</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教職の意義等に関する科目</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教育の基礎理論に関する科目</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>教科の指導法</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>教育課程及び指導法に関する科目</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>教科又は教職に関する科目</td> <td>8</td> </tr> </table>					最低修得単位数	10	教科に関する科目	10	教職に関する科目	1	教職の意義等に関する科目	1	教育の基礎理論に関する科目	3	教科の指導法	2	選択	1	計	3	教育課程及び指導法に関する科目	2	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	選択	3	計	12	教科又は教職に関する科目	8
最低修得単位数	10																													
教科に関する科目	10																													
教職に関する科目	1																													
教職の意義等に関する科目	1																													
教育の基礎理論に関する科目	3																													
教科の指導法	2																													
選択	1																													
計	3																													
教育課程及び指導法に関する科目	2																													
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2																													
選択	3																													
計	12																													
教科又は教職に関する科目	8																													

より保健師の免許を受けている者又は同法第51条第1項若しくは第3項該当者								
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

付則付表第12 削除  
付則付表第13 (施行規則附則第31項及び第32項)

(保健の教科についての高等学校教諭1種免許状の授与を受けない場合)

基礎資格	最低修得単位数	必要とする在職年数	有することを必要とする免許状																						
看護師法 第21条第	45	4	保健																						
<table border="1"> <tr> <td>最低修得単位数</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>各教科の指導法に関する科目</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>教育の基礎的理解に関する科目</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生徒指導の理論及び方法</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>教育相談(カウンセリング)に関する基礎的知識を含む。の理論及び方法</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>進路指導及びキャリア教育の理論及び方法</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>大学が独自に設定する科目</td> <td>8</td> </tr> </table>				最低修得単位数	10	教科に関する専門的事項に関する科目	2	各教科の指導法に関する科目	4	教育の基礎的理解に関する科目	4	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	生徒指導の理論及び方法	2	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的知識を含む。の理論及び方法	4	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	4	選択	4	計	8	大学が独自に設定する科目	8
最低修得単位数	10																								
教科に関する専門的事項に関する科目	2																								
各教科の指導法に関する科目	4																								
教育の基礎的理解に関する科目	4																								
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2																								
生徒指導の理論及び方法	2																								
教育相談(カウンセリング)に関する基礎的知識を含む。の理論及び方法	4																								
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	4																								
選択	4																								
計	8																								
大学が独自に設定する科目	8																								

5	40	9	1	3	2	1	3	2	2	11	7
6	35	8	1	2	2	1	3	2	2	10	7
7	30	7	1	2	2		2	2	2	9	6
8	25	6	1	2	1	1	2	1	1	7	5
9	20	5	1	2	1	1	2	1	1	6	4
10	15	4	1	1	1	1	2	1	1	5	4
11	10	3	1	1	1		1	1	1	4	3

第21条第1号又は第2号の規定により文科大または厚生労働大臣が指定した学校又は看護養成所(以下「看護養成施設」という。)のうち修業年限3年のものを

の教科についての高等学校助教諭臨時免許状

の教科についての高等学校教諭1種免許状

5	40	9	2	4	2	3	7
6	35	8	2	3	2	3	7
7	30	7	2	3	2	2	6
8	25	6	1	3	1	2	5
9	20	5	1	3	1	1	4
10	15	4	1	2	1	1	4
11	10	3	1	2	1		3

1号又は第2号の規定により文科大又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護養成所(以下「看護養成施設」という。)のうち修業年限3年のものを卒業して、同法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けていること。

の教科についての高等学校助教諭臨時免許状



保健の教科についての高等学校助教諭臨時免許状	看護師養成施設のうち修業年限2年のものを卒業して看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けていること。	6	60	13	2	4	2	8	11
		7	55	12	2	4	2	7	10
		8	50	11	2	4	2	6	9
		9	45	10	2	3	2	5	9
		10	40	9	2	3	2	4	8
		11	35	8	2	3	2	3	7
		12	30	7	2	3	1	3	6
		13	25	6	2	3	1	2	5
		14	20	5	1	2	1	2	5
		15	15	4	2	2	1	1	4
		16	10	3	2	2	1	3	3

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第3号の規定を準用する。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

保健の教科についての高等学校助教諭臨時免許状	看護師養成施設のうち修業年限2年のものを卒業して看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けていること。	6	60	13	1	3	2	1	3	2	7	16	11
		7	55	12	1	3	2	1	3	2	6	15	10
		8	50	11	1	3	2	1	3	2	5	14	9
		9	45	10	1	2	2	2	2	2	5	12	9
		10	40	9	1	2	2	2	2	2	4	11	8
		11	35	8	1	2	2	2	2	2	3	10	7
		12	30	7	1	2	2	2	2	1	3	9	6
		13	25	6	1	2	2	2	2	1	2	8	5
		14	20	5	1	1	1	1	1	1	2	6	5
		15	15	4	1	1	1	1	1	1	1	5	4
		16	10	3	1	1	1	1	1	1	4	3	3

備考 1 教科に関する科目及び教職に関する科目

- 1 備考第3号及び第4号の規定を準用する。
- 2 教科又は教職に関する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付表第1

法別表第3

イ 施行規則第11条（同条第1項の表備考第3号及び第4号を除く。）、  
第13条及び第14条

（幼稚園教諭1種免許状の授与を受ける場合）

有するこ とを必要 とする免 許状	必要と する在 職年数	最低修 得単 位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単 位		大学が独自 に設定する 科目	
			領域に 関する専 門的事 項に 関する 科目	保育内容の 指導法に 関する 科目又は 教諭の 基礎的 教育の 科目等		
幼稚園 教諭2 種免 許状	5	45	4	2	18	
	6	40	4	2	17	
	7	35	3	2	14	
	8	30	3	2	12	
	9	25	2	1	12	
	10	20	2	1	10	
	11	15	1	1	8	
	12	10	1	1	6	

（幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合）

有するこ とを必要 とする免 許状	必要と する在 職年数	最低修 得単 位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単 位	
			領域	保育内容の 指導法に 関する 科目又は 教諭の

付表第1

法別表第3

イ 施行規則第11条（同条第1項の表備考第3号及び第4号を除く。）、  
第13条及び第14条

受け よう とす る許 状	有するこ とを必要 とする免 許状	必要と する在 職年 数	最低修 得単 位数	最低修得単位数に含まなければならない科目 の単位数						
				教科に 関する 科目（小 学校の 6教科 （国語、 算数、 生活、 音楽、 図画工 作、体 育）の うち1 以上を 含む。）	教育の 基礎 理論に 関する 科目	教育課 程及び 指導法 に関する 科目	選択 計	教科又 は教職 に関する 科目		
幼稚園 教諭1 種免 許状	幼稚園 教諭2 種免 許状	5	45	4	2	6	12	20	6	
		6	40	4	2	5	11	18	5	
		7	35	3	2	5	9	16	5	
		8	30	3	2	4	8	14	4	
		9	25	2	1	3	9	13	4	
		10	20	2	1	2	8	11	3	
		11	15	1	1	2	6	9	3	
		12	10	1	1	1	5	7	2	

受け よう とす る許 状	必要と する在 職年 数	最低修 得単 位数	最低修得単位数に含まなければならない科目 の単位数	
			教科に 関する 科目	教職に 関する 科目

許状	する在職年数	に関する専門的項目に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等		選択
			教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
幼稚園 教諭 臨時 免許状	6	45	6	2	22
	7	40	6	2	19
	8	35	5	2	17
	9	30	5	2	14
	10	25	3	1	14
	11	20	2	1	11
	12	15	2	1	9
	13	10	1	1	6

(小学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする許状	最低修得単位数	必要とする在職年数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	
			各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
幼稚園 教諭 臨時 免許状	6	45	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
			各教科の指導法に関する科目等	大学が独自に設定する科目
幼稚園 教諭 臨時 免許状	6	45	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
			各教科の指導法に関する科目等	大学が独自に設定する科目
			教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目
			道徳の理論及び指導法	大学が独自に設定する科目
			教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目
			道徳の理論及び指導法	大学が独自に設定する科目
			教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目
			道徳の理論及び指導法	大学が独自に設定する科目
			教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目

許状	必要とする免状	職年数	関する科目(小学校の6教科(国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育)のうち1以上を含む。)					選択	計			
			幼稚園教諭 種免許状	幼稚園 教諭 臨時 免許状	幼 稚 園 助 教 諭	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
幼稚園 教諭 臨時 免許状	幼稚園 教諭 種 免 許 状	6 7 8 9 10 11 12 13	幼稚園 教諭 種 免 許 状	幼稚園 教諭 種 免 許 状	幼稚園 教諭 種 免 許 状	幼稚園 教諭 種 免 許 状	2	4	12	2	10	30
							2	4	11	2	8	27
							2	3	10	2	7	24
							2	3	9	2	5	21
							1	2	7	1	7	18
							1	2	6	1	5	15
							1	1	5	1	4	12
							1	1	4	1	2	9

有することを必要とする免状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	
			教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
幼稚園 教諭 臨時 免許状	6	45	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
			教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
幼稚園 教諭 臨時 免許状	6	45	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
			教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
			教育の基礎理論に関する科目	教科又は教職に関する科目
			教育課程及び指導法に関する科目	教科又は教職に関する科目
			道徳の理論及び指導法	教科又は教職に関する科目
			教育の基礎理論に関する科目	教科又は教職に関する科目
			道徳の理論及び指導法	教科又は教職に関する科目
			教育の基礎理論に関する科目	教科又は教職に関する科目
			道徳の理論及び指導法	教科又は教職に関する科目
			教育の基礎理論に関する科目	教科又は教職に関する科目
			道徳の理論及び指導法	教科又は教職に関する科目
			教育の基礎理論に関する科目	教科又は教職に関する科目
			道徳の理論及び指導法	教科又は教職に関する科目



科目	6	45	4	12	6	1	4	6	2
小学校 助教諭 臨時免 許状	6	45	4	12	6	1	4	6	2
	7	40	4	11	6	1	4	4	2
	8	35	3	10	5	1	3	4	2
	9	30	3	9	5	1	3	2	2
	10	25	2	8	3	1	2	3	1
	11	20	2	7	3	1	2	1	1
	12	15	1	6	2	1	1	1	1
	13	10	1	4	2	1	1	1	1

(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	必要とする在職年数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目
			専門的事項に関する科目	選択	教育の基礎的理解に関する科目	選択	
中学校 教諭2 種免許 状	5	45	10	2	1	13	4
	6	40	9	2	1	11	4
	7	35	8	2	1	10	3
	8	30	7	2	1	8	3
	9	25	6	1	1	8	3

科目	6	45	4	2	4	12	1	14	4	5	29	2
小学校 教諭 2種免 許状	6	45	4	2	4	12	1	14	4	5	29	2
	7	40	4	2	4	11	1	13	4	3	26	2
	8	35	3	2	3	10	1	11	3	4	23	2
	9	30	3	2	3	9	1	10	3	2	20	2
	10	25	2	1	2	8	1	9	2	3	17	1
	11	20	2	1	2	7	1	8	2	1	14	1
	12	15	1	1	1	6	1	7	1	1	11	1
	13	10	1	1	1	4	1	5	1	1	8	1

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	必要とする在職年数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位		最低修得単位数に含まなければならない科目の単位					
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	計				
中学校 教諭	5	45	10	2	1	7	8	6	16	4
	6	40	9	2	1	6	7	5	14	4
	7	35	8	2	1	5	6	5	13	3
	8	30	7	2	1	4	5	4	11	3
	9	25	6	1	1	4	5	4	10	3

10	20	5	1	4	2	8	3
11	15	4	1	4	5	7	2
12	10	3	1	2	3	5	2

2種免許状	10	20	5	1	4	2	8	3
1種免許状	11	15	4	1	4	5	7	2
	12	10	3	1	2	3	5	2

  

有することを必要とする免許状	中学校
受けようとする免許状	中学校教諭2

  

必要とする在職年数	6	7	8	9	10	11
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20

  

最低修得単位数	10	20	5	1	4	2	8	3
必要とする在職年数	6	7	8	9	10	11		

  

有することを必要とする免許状	中学校
受けようとする免許状	中学校教諭2

  

最低修得単位数	10	20	5	1	4	2	8	3
必要とする在職年数	6	7	8	9	10	11		

10	20	5	1	6	3
11	15	4	1	5	2
12	10	3	1	3	2

有することを必要とする免許状	中学校					
必要とする在職年数	6	7	8	9	10	11
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20

  

最低修得単位数	10	20	5	1	4	2	8	3
必要とする在職年数	6	7	8	9	10	11		

  

有することを必要とする免許状	中学校					
必要とする在職年数	6	7	8	9	10	11
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20

  

有することを必要とする免許状	中学校					
必要とする在職年数	6	7	8	9	10	11
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20



備考

- 1 小学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の取得方法は、施行規則第4条第1項表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。
- 3 高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の取得方法は、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。

4 削除

- 5 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、施行規則第2条第1項表備考第14号の規定を準用する。
- 6 高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者が、施行規則第11条第1項の表備考第2号の適用を受ける場合には、同号に規定する4単位に不足する単位数を各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数に加えた単位数が13単位以上の場合は、各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）2単位、教育の基礎的理解に関する科目6単位及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に限る。）3単位を必修とし、残り不足する単位数を選択して修得するものとし、当該単位数が12単位以下の場合、当該不足する単位数を選択して修得するものとする。

法別表第3

施行規則第11条第1項の表備考第3号、第12条、第13条及び

第14条

ロ

（幼稚園教諭1種免許状の授与を受ける場合）

備考

- 1 小学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の取得方法は、施行規則第3条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。
- 3 高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の取得方法は、施行規則第4条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。
- 4 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位については、施行規則第6条第1項の表備考第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号の規定を準用する。
- 5 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、施行規則第6条の2第2項の規定を準用する。

- 6 高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者が、施行規則第11条第1項の表備考第2号の適用を受ける場合には、同号に規定する4単位に不足する単位数を教職に関する科目の単位数に加えた単位数が13単位以上の場合は、施行規則第6条第1項の表第2欄に掲げる科目2単位、第3欄に掲げる科目4単位、教育課程及び指導法に関する科目4単位（教科の指導法2単位を含む。）及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目3単位

を必修とし、残りを選択して修得するものとし、当該単位数が12単位以下の場合、当該不足する単位数を選択して修得するものとする。

法別表第3

施行規則第11条第1項の表備考第3号、第12条、第13条及び

第14条

ロ

有することを必要とする免状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	
			領域に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭2種免状	3	25	2	11
	4	20	2	9
	5	15	1	7
	6	10	1	6

(小学校教諭1種免状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		
			各教科の基礎的理解に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学独自に設定する科目	選択
幼稚園教諭1種免状	3	25	各教科の基礎的理解に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学独自に設定する科目	選択
			(音楽、図画工作又は体育)	道徳、総合的な学習の時間等の指	

受けようとする免状	有することを必要とする免状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目					
				教科に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	選択		
幼稚園教諭1種免状	幼稚園教諭1種免状	3	25	算数、生活、音楽、図画工作、体育のうち1以上を含む。	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	選択	教科又は教職に関する科目	
				幼稚園教諭2種免状	1	3	8	12	6
				幼稚園教諭1種免状	2	2	7	10	5
				幼稚園教諭1種免状	5	1	2	5	8
幼稚園教諭1種免状	6	10	1	1	5	7	2		

受けようとする免状	有することを必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		
			教科に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	選択
幼稚園教諭1種免状	3	25	教科に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	選択
			教科に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	選択

数	とする免許状	基礎理論に関する科目	各教科(音楽、図画工作又は体育のうち1以上を含む。)の指導法	道徳の指導法	選択	計	に関する科目									
							3	25	2	1	3	1	4	8	13	5
							4	20	2	1	2	1	3	7	11	4
							5	15	1	1	1	1	2	6	9	3
							6	10	1	1	1	1	2	4	7	2
							小学校教諭2種免許状	小学校教諭1種免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭1種免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭1種免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭1種免許状		

数	専門的事項に関する科目	のうち1以上を含む。)の指導法に関する科目	科目	徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	単位数							
						3	25	2	1	3	1	8	5
						4	20	2	1	2	1	7	4
						5	15	1	1	1	1	6	3
						6	10	1	1	1	1	4	2
						小学校教諭2種免許状	小学校教諭1種免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭1種免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭1種免許状	小学校教諭2種免許状	小学校教諭1種免許状

(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	必要とする在職年数	最低修得単位数	必要とする在職年数	有することを必要とする免許状
各教科に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法
専任的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法
専任的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法
専任的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法
専任的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	必要とする在職年数	最低修得単位数	必要とする在職年数	有することを必要とする免許状
各教科に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法
専任的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法
専任的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法
専任的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法
専任的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法



校助教論臨時免許状	4	20	4	1	3	1	1	1	6
論	5	15	4	1	2	1	1	1	5
免許状	6	10	3	1	2	1	1	3	

備考 略

ハ 法別表第3  
施行規則第11条第1項の表備考第4号、第12条、第13条及び  
第14条

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数			
	必要とする在職年数	最低修得単位数	必要とする在職年数	有することを必要とする免許状	受けるようとする免許状
保健の教科について	3	25	6	3	保健の教科
	4	20	5	4	保健の教科
の中学	5	15	4	5	保健の教科
	6	10	3	6	保健の教科

等学校助教論臨時免許状	4	20	4	1	2	1	1	1	6
論	5	15	4	1	1	1	1	1	5
免許状	6	10	3	1	1	1	1	4	3

備考 略

ハ 法別表第3  
施行規則第11条第1項の表備考第4号、第12条、第13条及び  
第14条

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数			
	必要とする在職年数	最低修得単位数	必要とする在職年数	有することを必要とする免許状	受けるようとする免許状
保健の教科について	3	25	6	3	保健の教科
	4	20	5	4	保健の教科
の中学	5	15	4	5	保健の教科
	6	10	3	6	保健の教科



中学校教諭の専修、1種又は2種免許状	施行規則第4条第1項表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単位以上計10単位	受けようとする免許教科の指導法3
--------------------	---------------------------------------	------------------

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)		
有することを必要とする免許状	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目
	教科に関する専門的事項に関する科目	受けようとする免許教科の指導法4
高等学校教諭の専修又は1種免許状	施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単位以上計20単位	

備考  
 1 法別表第4号の適用を受ける者の教科に関する専門的事項に関する科目の単位は選択とする。  
 2 この表に規定する単位の修得方法については、付表第1イ備考第2号及び第3号の規定を準用する。

有することを必要とする免許状の事項の種類	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目
	教科に関する専門的事項に関する科目	受けようとする免許教科の指導法3
柔道又は剣道	生理学(運動生理学を含む。)、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)それぞれ	

ロ ( 法別表第4  
 施行規則第15条第2項 )  
 (高等学校教諭1種免許状(保健体育)の授与を受ける場合)

中学校教諭2種免許状	中学校教諭の専修、1種又は2種免許状	施行規則第3条の表第2欄に掲げる各科目それぞれ1単位以上計10単位	受けようとする免許教科の指導法3
------------	--------------------	-----------------------------------	------------------

受けようとする免許状	有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目
	高等学校教諭1種免許状	高等学校教諭の専修又は1種免許状	施行規則第4条の表第2欄に掲げる各科目それぞれ1単位以上計20単位	受けようとする免許教科の指導法4

備考 1 法別表第4備考第4号の適用を受ける者の教科に関する科目の単位は選択とする。  
 2 この表に規定する単位の修得方法については、付表第1イ備考第2号及び第3号の規定を準用する。

受けようとする免許状	有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教職に関する科目
	高等学校教諭1種免許状(保健体育)	生理学(運動生理学を含む。)、衛生学及び公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)それぞれ1単位以上	受けようとする免許教科の指導法3

ロ ( 法別表第4  
 施行規則第15条第4項 )

れ1単位以上を 含み計16	(高等学校教諭1種免許状(工業)の授与を受ける場合)	有することを必要とする免 許状の事項の種類	最低修得単位数 教科に関する専 門的事項に関する 科目	各教科の指導法に關す る科目
		情報技術、建築、インテリ ア又はデザイン	職業指導1単位 以上を含み計16	受けようとする免許教 科の指導法3
	(高等学校教諭1種免許状(商業)の授与を受ける場合)	有することを必要とする免 許状の事項の種類	最低修得単位数 教科に関する専 門的事項に関する 科目	各教科の指導法に關す る科目
		情報処理又は計算実務	職業指導1単位 以上を含み計16	受けようとする免許教 科の指導法3

付表第3

〔 法別表第5  
施行規則第16条 〕

(中学校において職業実習を担当する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免 許状	最低修得単位数 教科に関する専 門的事項に関する 科目	各教科の指導法に關す る科目又は教諭の教育 の基礎的理解に関する 科目等
必要とする職年 数	3	10
必要とする職年 数	15	5
有することを必要とする免 許状	産業概説1、職業 指導1、「農業、工	施行規則第 4条第1項
左記に掲げる	3	5

有することを必要とする免 許状	最低修得単位数 教科に関する科目	有することを必要とする免 許状	最低修得単位数 教科に関する科目
受けようとする免許状	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
高等学校教諭1種免許状 (工業)	情報技術、建築、インテリ ア又はデザイン	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
職業指導1単位 以上を含み計16	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
受けようとする免許状	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
高等学校教諭1種免許状 (商業)	情報処理又は計算実務	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
職業指導1単位 以上を含み計16	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
受けようとする免許状	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
高等学校教諭1種免許状 (商業)	情報処理又は計算実務	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
職業指導1単位 以上を含み計16	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
受けようとする免許状	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16

付表第3

〔 法別表第5  
施行規則第16条 〕

有することを必要とする免 許状	最低修得単位数 教科に関する科目	有することを必要とする免 許状	最低修得単位数 教科に関する科目
受けようとする免許状	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
高等学校教諭1種免許状 (工業)	情報技術、建築、インテリ ア又はデザイン	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
職業指導1単位 以上を含み計16	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
受けようとする免許状	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
高等学校教諭1種免許状 (商業)	情報処理又は計算実務	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
職業指導1単位 以上を含み計16	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
受けようとする免許状	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
高等学校教諭1種免許状 (商業)	情報処理又は計算実務	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
職業指導1単位 以上を含み計16	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16
受けようとする免許状	職業指導1単位 以上を含み計16	有することを必要とする免 許状	職業指導1単位 以上を含み計16

付表第3

〔 法別表第5  
施行規則第16条 〕

(中学校において職業実習を担当する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免 許状	最低修得単位数 教科に関する専 門的事項に関する 科目	各教科の指導法に關す る科目又は教諭の教育 の基礎的理解に関する 科目等
必要とする職年 数	3	10
必要とする職年 数	15	5
有することを必要とする免 許状	産業概説1、職業 指導1、「農業、工	施行規則第 4条第1項
左記に掲げる	3	5









<p>進路指導等に関する科目</p>	<p>計</p>	<p>1</p>	<p>5</p>
<p>基礎理論に関する科目</p>	<p>選択</p>	<p>1</p>	<p>2</p>
<p>意義等に関する科目</p>	<p>教科の指 導法</p>	<p>1</p>	<p>2</p>
<p>教</p>	<p>3</p>	<p>10</p>	<p>5</p>
<p>とする免許状</p>	<p>高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は</p>	<p>3</p>	<p>10</p>
<p>教育相談等に関する科目</p>	<p>生徒指導の論及び方法</p>	<p>1</p>	<p>1</p>
<p>基礎的理解に関する科目</p>	<p>教育相談（カウンセリングに関する基礎的知識を含む。）の理論及び方法</p>	<p>1</p>	<p>1</p>
<p>の指導法に関する科目</p>	<p>進路指導及びキャリア教育の論及び方法</p>	<p>1</p>	<p>1</p>
<p>3</p>	<p>10</p>	<p>5</p>	<p>1</p>
<p>標題に掲げる実習を担当する助教諭の臨時免許状</p>	<p>家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科においては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目のうち5科目各1以上記以外の教科にあっては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目1以上を含むこと。</p>	<p>3</p>	<p>10</p>
<p>家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科においては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目のうち5科目各1以上記以外の教科にあっては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目1以上を含むこと。</p>	<p>5</p>	<p>1</p>	<p>1</p>









する。

付表第5

〔 法別表第6の2  
施行規則第17条の2  
(栄養教諭1種免許状の授与を受ける場合) 〕

基礎資格	必要とする職年数	最低修得単位数	栄養指 管理栄養 士学校指 定規則(昭 和41年文 部省厚生 省令第2 号)別表 第1に掲 げる教育 内容に係 る科目	栄養に係 る教育に 関する科 目	最低修得単位数に含まなければならない科目の単			
					養護教諭・栄養教諭の教育 の基礎的理解に関する科目	栄養教諭・栄養教諭の教育 に関する科目		
有することを必要とする免許状	その 他の基礎 資格	3	40	2	2	2	2	
		4	35	2	2	2	2	
		5	30	2	2	2	2	
		6	25	2	2	2	2	
		7	20	2	2	2	2	
		8	15	2	2	2	2	
		9	10	2	2	2	2	
		法別表第 6の2備 考の適 用を受 ける者	8		2	2	2	2

する。

付表第5

〔 法別表第6の2  
施行規則第17条の2 〕

基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数の単位 管理栄養士 学校指定期 則(昭和41 年文部省厚 生省令第2 号)別表第 1に掲げる 内容に係る 科目	最低修得単位数に含まなければならない科目						
				栄養にか かる教育 に関する 科目	教職に関する科目	その他の科目				
有することを必要とする免許状	3	40	32	2	2	2	2			
				4	35	2	2	2	2	
				5	30	2	2	2	2	
				6	25	2	2	2	2	
				7	20	2	2	2	2	
				8	15	2	2	2	2	
				9	10	2	2	2	2	
				法別表第 6の2備 考の適 用を受 ける者	8		2	2	2	2

付表第6 略

付表第7

法別表第8  
施行規則第18条の2

(幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目 保育内容の指導法に関する科目
小学校教諭普通免許状	1	3	3

付表第6 略

付表第7

法別表第8  
施行規則第18条の2

受けよこととする免許状	有することを必要とする免許状	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目 教育課程及び指導法に関する科目 保育内容の指導法
幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	1	3	3

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的的理解に関する科目等 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
幼稚園教諭普通免許状	1 2	10 7	1 7
			道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
			道徳の指導法 計
			各教科の指導法 計
			教育課程及び指導法に関する科目 計
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 計

中学校教諭 普通免許状	1	9	7	2
	2	6	5	1

(中学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目	大学が独自に設定する科目
			各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び指導法
小学校教諭 普通免許状	必要とする職年数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び指導法
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び指導法
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び指導法

状	1	9	7	2	9
中学校教諭 普通免許状	2	6	5	1	6

受けようとする免許状	有することを必要とする免許状	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目	教科又は教職に関する科目
				各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び指導法
				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び指導法
中学校教諭 普通免許状	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び指導法
				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び指導法
				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び指導法

1	6	1	1	1	1	3
2	5	1	1	1	1	2

高等学校 教諭普通 免許状	1 必要とする 職年数	6 最低修得 単位数	1種免許状の授与を受ける場合) 最低修得単位数に含まなければならない科目			3 大学が独 自に設定 する科目
			各教科の指 導法に関する 科目等	各教科の指 導法に関する 科目又は 各教科の指 導法に関する 科目	道徳、総合 的な学習の 時間等	
中学校教 諭普通免 許状(2種 免許状を 除く。)	1	9	1	2	6	
	2	6	1	1	4	

備考 1 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合には、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語分ける。)の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合には生活、中学校教諭の普通免許状を有する

2	1	6	1	1	1	3
1	2	5	1	1	2	2

高等学校 教諭普通 免許状	1 必要とする 職年数	6 最低修得 単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目			3 教科又は 職業に 関する 科目
			教育課程及 び指導法に 関する科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	社	
中学校教 諭普通免 許状(2種 免許状を 除く。)	1	9	1	2	3	6
	2	6	1	1	2	4

備考 1 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合には、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合には生活、中学校教諭の普通免許

場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。)について、1教科につき2単位を上限として修得するものとし、中学校教諭の2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

2 高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道(書写を中心とする。)について1単位以上を、地理歴史の教科については書道(書写を中心とする。)の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学、社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち表得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史及び外国史並びに地理学(地誌を含む。)についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、及び地学実験(コンピュータ活用を含む。)、及び地学実験(コンピュータ活用を含む。)のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。)、及び栽培(実習を含む。)のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。)について、1教科につき2単位を上限として修得するものとし、中学校教諭の2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

2 高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道(書写を中心とする。)について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学、社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史及び外国史並びに地理学(地誌を含む。)についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、及び地学実験(コンピュータ活用を含む。))のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。))及び栽培(実習を含む。)のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

